令和８年度版　居宅介護支援重要事項説明書

１．事業者

事業者の名称	株式会社ほくしあケアセンター
法人 所在地	紋別市幸町１丁目３番６号
法 人 種 別	株式会社
代表者 氏名	代表取締役　藤本　由紀子
電 話 番 号	０１５８－２６－２１０１

２．運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

３．概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事　業　所　名	居宅介護支援事業所ほくしあ
所　　在　　地	紋別市幸町１丁目３番６号
電　話　番　号	０１５８－２６－２１０６
介護保険指定番号	０１７５１００４３７
サービス提供地域	紋別市全域

（2）当法人のあわせて実施する事業

種　類	事　業　者　名	事　業　者　指　定　番　号
訪問介護（予防）事業所	ほくしあケアセンター	０１７５１００３１２
障害福祉サービス事業所	ほくしあケアセンター	０１１５１００２４０

（3）職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営および業務全般の管理	１人以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	１人以上
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	１人以上

（4）勤務体制

平日 (月)～(金)	午前８時００分～午後１７時００分 原則として、土・日および年末年始を除く
緊急連絡先	当事業所、２６－２１０６にて、２４時間体制で受付

（5）居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	居宅サービスガイドラインを使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月１回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

４．利用者からの相談または苦情に対応する窓口

（１）当事業所相談窓口

相談窓口	株式会社ほくしあケアセンター
担当者	藤本由紀子
電話番号	０１５８－２６－２１０１
対応時間	８時３０分～１８時００分（月～土）

（２）円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

（3）苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

（4）苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

紋別市役所　介護保険課 相談窓口	電話番号	０１５８－２４－２１１１
	受付時間	９時００分～１７時３０分
北海道国民健康保険団体連合会	電話番号	０１１－２３１－５１７５
	受付時間	９時００分～１７時００分

５．事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

６．緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

７．主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

８．他機関との各種会議等

①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

９．秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

１０．利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が１ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

１１．ハラスメント防止に関する方針

当事業所では、利用者が安心してサービスを受けられる環境づくりとともに、職員が安全かつ安心して業務を行える環境を大切にしています。

そのため、利用者及びその家族から職員に対する次のような行為があった場合には、ハラスメントとして対応させていただくことがあります。

・身体的暴力（叩く、蹴る、物を投げる等）
・暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
・セクシャルハラスメント（身体への接触、性的発言等）
・長時間の拘束や社会通念上相当な範囲を超える要求
・職員に対する誹謗中傷、プライバシー侵害、SNS 等への不適切な投稿
・その他、職員の安全や尊厳を損なう行為

このような行為があった場合には、事業所より状況の改善をお願いすることがあります。また、改善が認められない場合や職員の安全確保が困難と判断した場合には、サービス提供の中止又は契約の終了等の対応を取らせていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

１２．録音、録画及び SNS 等への投稿について

当事業所では、利用者が安心してサービスを受けられる環境づくりとともに、職員が安心して業務を行える環境を大切にしています。

そのため、利用者及びその家族による職員への無断での録音、録画又は写真撮影はご遠慮いただいております。また、職員の個人情報やサービス提供に関する内容について、SNS やインターネット等への投稿はお控えください。

やむを得ず録音、録画又は写真撮影を行う必要がある場合には、事前に事業所へご相談ください。

なお、これらの行為によりサービス提供に支障があると判断される場合には、サービスの提供を中止させていただくことがあります。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書２通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自１通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

ア　書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ　利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名　居宅介護支援事業所ほくしあ
所 在 地　紋別市幸町１丁目３番６号
管 理 者　藤本　由紀子
説 明 者　深津　美智恵

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利　用　者　署　名

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　理　人　署　名

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（続　柄　　）

別紙１

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ

居宅介護支援（ⅰ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分	要介護 1･2	1,076 単位
		要介護 3･4･5	1,398 単位
居宅介護支援（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上 60 未満の部分	要介護 1･2	539 単位
		要介護 3･4･5	698 単位
居宅介護支援（ⅲ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 40 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1･2	323 単位
		要介護 3･4･5	418 単位

居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援（ⅰ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1･2	1,076 単位
		要介護 3･4･5	1,398 単位
居宅介護支援（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1･2	522 単位
		要介護 3･4･5	677 単位
居宅介護支援（ⅲ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1･2	313 単位
		要介護 3･4･5	406 単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 （指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	１月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が２月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

特定事業所加算

算定要件		加算（Ⅰ）(505 単位)	加算（Ⅱ）(407 単位)	加算（Ⅲ）(309 単位)	加算（A）(100 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること		○	○	○
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員２名以上配置していること	○			
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を３名以上配置していること	○	○		
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を２名以上配置していること			○	
⑤	常勤かつ専従の介護支援専門員を１名以上、専従の介護支援専門員を常勤換算で１名以上配置していること（非常勤は他事業所との兼務可）				○
⑤	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催すること	○	○	○	○
⑥	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○（連携でも可）
⑦	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護３～要介護５である者が４割以上であること	○	×	×	×
⑧	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○（連携でも可）
⑨	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑩	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑪	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑫	介護支援専門員１人あたりの利用者の平均件数が 40 名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 45 名未満であること）	○	○	○	○
⑬	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○（連携でも可）
⑭	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○（連携でも可）
⑮	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算　125 単位

算定要件	
①	前々年度の３月から前年度の２月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上であること
②	前々年度の３月から前年度の２月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を５回以上算定していること
③	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院してから３日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから４日以上７日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	100 単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に２日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
介護職員等処遇改善加算	介護支援専門員等の処遇改善、人材確保および職場定着を図るため算定。職員が働きやすい職場環境の整備、研修機会の確保、ICT の活用による業務効率化、多職種との情報共有および連携強化等を推進し、サービスの質の向上に努めています。	介護報酬総単位数の 2.1%

別紙　２

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	７０％
通所介護	３７％
地域密着型通所介護	３％
福祉用具貸与	６８％

②前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ほくしあケアセンター ９０．５％	かさい ヘルパーステーション ６．５％	夢ふうせんラポール ４．８％
通所介護	カラダラボ ４１．０％	さいわいデイサービス ４１．６％	安養園デイサービス ２７．５％
地域密着型 通所介護	紋別介護デイサービス ６６．６％	デイサービスみらい ３３．３％	-
福祉用具貸与	介護ｼｮｯﾌﾟみやかわ １００％	-	-

令和８年３月１日現在